インド会社法改正(2015)について

(2015 年 8 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所の依頼により、現地法律事務所 PRA LAW OFFICES, Advocates（PRA Law）によって作成されたものです。また、本報告書は、PRA Law により英語で作成され、弁護士法人マーキュリー・ジェネラルによって日本語に翻訳されたものです。本報告書の内容は、本報告書の作成日時点において効力を有するインドの関連法規、レギュレーション等に基づき作成されたものであり、同関連法規、レギュレーション等は、随時改正される可能性がありますので、そのような改正が本報告書記載の内容に影響を及ぼす可能性があることについては予めご了承下さい。

また本報告書は、ジェトロ・ニューデリー事務所の依頼に応じて、日本企業様に当該主題についての一般的な情報をご提供する目的で作成されており、法的助言を構成するものではありません。本報告書においてご提供しております情報に基づいて行為される場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言をお求めください。

なお、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、派生的、付随的損害、特別損害（重畳的あるいは懲罰的損害を含む）、又はその他一切の間接損害、逸失利益ついては、それが契約責任、不法行為責任（strict liability を含む）、あるいは法理論に基づくものか否かを問わず、ジェトロ、PRA Law、及び弁護士法人マーキュリー・ジェネラルは一切の責任を負いません。

（以　上）

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

目次

1. 2013年インド会社法の改正 1
2. 2013年インド会社法規定の適用免除 5
3. 近時の動向 8

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

インド会社法改正(2015)について

1. 2013 年インド会社法の改正

インド企業省（The Ministry of Corporate Affairs）は、2013 年インド会社法（the Companies Act, 2013）のいくつかの規定を改正する通達を 2015 年 5 月 25 日付で発表した。2013 年インド会社法の重要な改正点の詳細は、以下のとおりである。

条文番号	改正前	改正後
第 2 条 68 項（非公開会社の定義）	2013 年インド会社法によって定義される非公開会社は、10 万ルピー以上の払込済株式資本を有する会社、または別途規則において規定されるこれよりも高額の払込済株式資本を有する会社を意味する。	非公開会社における最低資本金（10 万ルピー）の要件が削除された。 これは、非公開会社が、株主により最小限の資本で設立され得ることを意味するものである。
第 2 条 71 項（公開会社の定義）	公開会社とは、以下の会社を意味する。 (a) 非公開会社ではない会社、 (b) 50 万ルピー以上の払込済株式資本を有する会社、または別途規則において規定されるこれよりも高額の払込済株式資本を有する会社	公開会社における最低資本金（50 万ルピー）の要件が削除された。 これは、非公開会社が、株主により最小限の資本で設立され得ることを意味するものである。
第 9 条（登記の効力）	本条は、すべての会社に対して、その社印（Common Seal）を保持することを求めていた。	本条の社印に関する規定は削除された。 これは、非公開会社か公開会社かを問わず、すべての会社は、もはや社印を保持する必要がないことを意味するものである。
第 11 条（事業の開始等）	すべての会社は、その事業を開始する前に、会社登記局（Registrar of Companies）に対して、Form INC 21 による宣誓書を提出しなければならなかった。	本条は削除され、さらに本条に関連する 2014 年インド会社（設立）規則[1]第 24 条も削除された。これにより、事業開始前の当該宣誓書の提出は必要でなくなった。
第 12 条（会社の登記事務所）	社印には判読しやすい文字で会社名を刻印しなければならなかった。	改正法は、会社が Common Seal を含む社印を保有する場合、その印には判読しやすい文字で会社名を刻印しなければならないと規定している。すなわち、本改正により Common Seal の保持義務は撤廃されたが、任意に保有する場合は、判読しやすい文字で会社名を刻印しなければならないとされたものである。
第 22 条（為替手形等への署名のための授権）	会社から付与された権限に基づいて為替手形、フンディ（Hundi）、または約束手形に署名がなされた場合、当該手形は、会社によって作成、振り出し、受領、裏書きされたものとみなされなければならない。ただし、当該権限は、その会社の Common Seal が授権に関する書面に捺印された後に、付与されなければならなかった。	為替手形、フンディ、または約束手形への署名に関する授権書面への会社の Common Seal の捺印要件が任意の要件となった。 すなわち、会社が Common Seal を保有していない場合、授権書面には、2 名の取締役による署名、または取締役および会社秘書役の署名が必要とされることとなった。

[1] The Companies (Incorporation) Rules, 2014

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

第 46 条 （株券）	会社の株券は、Common Seal の捺印の下に発行されなければならなかった。 同様に、2014 年会社（株式資本および社債）規則[2]第 5 条 3 項も、すべての株券は Common Seal の捺印の下に発行されなければならない旨規定していた。	本改正後、会社の株券は、Common Seal がある場合はその捺印の下に発行されるか、または 2 名の取締役による署名または取締役および会社秘書役の署名によることが可能となった。 2014 年会社（株式資本および社債）規則第 5 条 3 項も法第 46 条に即して改正され、会社の株券は、Common Seal がある場合はその捺印の下に発行されるが、そうでない場合は 2 名の取締役による署名または取締役および会社秘書役の署名によることが可能である旨説明されている。さらに同条は、取締役会の構成が許せば、上記 2 名の取締役のうち少なくとも 1 名は、代表取締役（Managing Director）または常勤取締役（Whole-time Director）以外の取締役でなければならない旨規定している。
第 76A 条 （第 73 条または 76 条違反に関する罰則）	第 73 条は、公衆からの預託金（Deposit）受領禁止に関する条項である。 第 76 条は、中央政府によって別途規定された会社からの預託金（Deposit）受領に関する条項である。	第 76A 条は、本改正によって新たに規定された条項であり、会社が第 73 条および 76 条の規定に違反した場合の罰則を規定するものである。 違反した会社には、預託金額の全部または一部およびその利息の支払いに加え、1,000 万ルピー以上 1 億ルピー以下の罰金が科される。 任務懈怠が認められるすべての役員（Officer）には、7 年以下の禁固、または 250 万ルピー以上 2,000 万ルピー以下の罰金、またはその両方が科される。さらに、故意に違反した役員は、詐欺に関する第 447 条に基づく責任をも負う。
第 117 条 （提出されなければならない決議及び契約）	第 117 条は、同条第 3 項に規定される事項に該当する決議（株主総会決議または取締役会決議）に関し、E-Form MGT-14 を第 102 条に規定される説明書とともに提出しなければならない旨を規定している。	第 117 条 3 項 (g) は、第 179 条 3 項に従って可決された取締役決議についても、その提出を求めている。もっとも本改正により、会社登記局の記録中の当該決議の閲覧・謄写を認めない旨の但し書きが新たに追加された。 上記第 117 条の改正に即し、2014 年インド会社（登記所および手数料）規則[3]第 15 条の規定も改正された。すなわち、法第 117 条は、取締役会決議についても会社登記局への提出を求めているが、本改正によって当該決議を閲覧することが認められなくなった。また、法第 117 条 3 項 (g) は、非公開会社には適用されない点にも留意すべきである。

[2] The Companies (Share Capital & Debentures) Rules, 2014
[3] The Companies (Registration Office and Fees) Rules, 2014

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

第 123 条 （配当宣言）	第 123 条は、会社による配当宣言について規定している。同条第 1 項は、任意積立金（Free Reserves）以外の積立金から配当を支払ってはならない等、配当の宣言および支払いに関する制限を規定している。 また、2014 年インド会社（配当の宣言および支払い）規則[4]第 3 条 5 項は、当該年度に繰り越された以前の損失および前年度以前に償却されていない減価償却につき、当該年度の会社の利益と相殺されない限り、会社は配当宣言をしてはならない旨を規定している。	本改正により、同規則第 3 条 5 項と同じ規定が法第 123 条 1 項の但し書きとして追加され、これに伴い同規則第 3 条 5 項は削除された。 本改正により、会社が配当するには、その前に必ず累積損失と減価償却を利益によって相殺する必要があることが法律上明確となった。
第 124 条 （未払配当口座）	第 124 条は、未払・未請求配当について規定している。これらの未払・未請求配当金について、会社は未払配当口座（Unpaid Dividend Account）と呼ばれる特別口座に振り替えて管理しなければならず、さらに振替日から 7 年間未払い・未請求の場合は、利息と共にその全額を Investors Education and Protection Fund に振り替え（同条第 5 項）、さらに該当する株式についても同 Fund 名義に移さなければならない（同条第 6 項）とされている。	本改正は、配当が未払い・未請求に関する株式の移転に関する同条第 6 項を変更するものである。改正前の同条項は、未払・未請求配当金の未払口座振替日より 7 年間未払い・未請求のままであった株式につき、Investors Education and Protection Fund 名義に移転すべき旨を規定していた。 他方で本改正は、「連続 7 年間」未払い・未請求のままであった株式について同名義に移転すべきとし、その期間につき連続性を要件としている。これを受けて、同条項の Explanation が追加され、連続する 7 年間の任意の年に配当が支払われ、または請求された場合には、当該株式は上記 Fund に移転されない旨が明確にされた。
第 134 条 （会計書類、取締役会報告書等）	第 134 条 3 項は、定時株主総会に提出される取締役会作成の報告書（取締役会報告書）の具体的内容について規定している。	本改正は、第 134 条 3 項各号に列挙される事実に加え、さらに第 143 条 12 項に基づき監査役に報告される詐欺に関し、中央政府に報告すべき事案以外についての詳細を取締役会報告書の内容とした。
第 143 条 （監査役の権限及び義務）	本条は、会社の法定監査役の権限および義務を規定している。同条第 12 項においては、監査役が、役員または従業員よる会社に対する詐欺行為を把握した場合、それを中央政府に報告する義務を規定している。	本改正は、詐欺行為につき一定の金額以上の場合のみ中央政府に対する報告義務事案とし、それ未満の場合は、会社内の監査委員会または取締役会への報告義務事案とした。 なお、同条項は未施行である[5]。
第 177 条 （監査委員会）	第 177 条 4 項 (iv) は、監査委員会設置会社において、関連当事者間取引または当該取引に関するその後の変更につき、監査委員会による承認を要求している。	本改正では、同条第 4 項 (iv) の但し書きとして、「監査委員会は、別途規則に規定される条件の下、会社が予定する関連当事者間取引につき包括的な承認を行うことができる。」旨を追加し、監査委員会の承認要件を緩和した。もっとも、この点については未施行である[6]。

[4] The Companies (Declaration and Payment of Dividend) Rules, 2014
[5] 2015 年 5 月 29 日付 Notification No. SO 1440(E)
[6] 2015 年 5 月 29 日付 Notification No. SO 1440(E)

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

第 185 条 （取締役に対するローン）	第 185 条は、取締役および当該取締役と関係がある会社に対する貸し付けについて規定している。本改正前においては、親会社による子会社への貸し付けで、親会社の取締役が当該子会社と利害関係を有する場合、または当該取締役が利害関係を有する他の者に対する貸し付けは、禁止されていた。	本改正により、貸し付けの禁止を規定する同条第 1 項の適用対象外として、以下の場合を追加した。 ①親会社によるその完全子会社に対する貸し付け、または完全子会社に対する貸し付けに関する親会社の保証または担保提供 ②銀行または金融機関による、その完全子会社に対する貸し付けについての親会社の保証または担保提供 この改正により、親会社によるその完全子会社に対する貸し付けおよび保証等が認められることとなった。さらに、その完全子会社が銀行または金融機関から借り入れをした場合、それについて親会社が当該銀行または金融機関に対して保証または担保を提供することが認められることとなった。ただし、上記については、親会社によってなされた貸し付け、または親会社による保証・担保提供によって得た資金が、当該完全子会社の主要な事業活動に利用される場合のみ同条第 1 項の適用対象外として認められる。
第 188 条 （関連当事者間取引）	第 188 条で規定される関連当事者間取引に関しては、従来株主総会の特別決議による承認が必要とされていた。	本改正により、関連当事者間取引の承認要件が緩和された。すなわち、①株主総会の承認については普通決議で足りるとされ、②親会社とその完全子会社間の取引で、その完全子会社の決算が当該親会社の連結決算の対象とされ、かつ承認を求める株主総会においてその決算が提示される場合、①の要件は適用されないこととなった。

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

2. 2013年インド会社法規定の適用免除

インド企業省（The Ministry of Corporate Affairs）は、2013 年インド会社法（the Companies Act, 2013）のいくつかの規定につき、非公開会社にその適用を除外する旨の通達を 2015 年 6 月 5 日付で発表した。非公開会社に対して適用が除外される主な規定は以下のとおりである。

条文番号	除外前	除外後
第2条76項（関連当事者の定義）	第2条76項(viii)につき、すべての会社に関して、「related party（関連当事者）」とは以下を含む。 (A) 当該会社の親会社、子会社、または関連会社、 または (B) 当該会社の親会社の別の子会社	本通達により、第2条76項(viii)は、2013年インド会社法第188条（関連当事者間取引）との関係では、非公開会社に適用されなくなった。言い換えると、第188条は、非公開会社と第2条76項(viii)に規定されている会社間の取引には適用されないということである。
第43条（株式資本の種類）	第43条は、株式有限責任会社の株式資本につき、以下の2種類のみ認めている。 (a) 普通株式資本（議決権のある普通株式資本、または配当、議決権等につき異なる権利を有する普通株式資本） または (b) 優先株式資本	本通達により、第43条の規定は、非公開会社において、その基本定款（Memorandum of Association）または付属定款（Articles of Association）にその旨を規定すれば、非公開会社には適用されなくなった。従って、非公開会社は、定款に第43条の適用除外を規定すれば、同条の規定に制限されることなく、いかなる種類の株式資本も自由に発行することが可能となった。
第47条（議決権）	第47条においては、一定の例外を条件に、①普通株式の株主の株主総会における投票の際の議決権は、会社の支払済株式資本に対する持株比率でなければならないこと、および②優先株式の株主は、当該優先株式に付着している権利に直接影響する決議、または規定されるその他の事項の決議に関してのみ議決権を有することが規定されている。	本通達により、第47条の規定は、非公開会社において、その基本定款（Memorandum of Association）または付属定款（Articles of Association）にその旨を規定すれば、非公開会社には適用されなくなった。従って、非公開会社は、定款に第47条の適用除外を規定すれば、同条の規定に制限されることなく、相当と思料する議決権を持った優先株式および普通株式を発行することが可能となった。
第62条1項(a)(i)および2項（株主割当増資[7]）	第62条1項(a)(i)は、会社が株主割り当ての方法で増資する場合、募集する株式数を記載した通知によってなされなければならず、その通知期間は募集日から15日以上30日以下と定めている。その期間中に募集に応じられない場合、その募集の申し出は拒絶されたとみなされる旨規定している。 また、第62条2項においては、上記通知は、発行開始の3日前までに、書留（registered post）、速達（speed post）、または電子的方法で、すべての既存株主に発送しなければならない旨規定している。	本通達により、第62条1項(a)(i)の後に、以下の但し書きが新たに追加された。 「但し、本条項及び第2項の規定に関わらず、非公開会社の90%以上の株主が、書面もしくは電子的方法で同意した場合、これらの条項に規定されている期間よりも短い期間が適用される。」 従って、90%以上の株主の同意があれば、これらの条項に規定されている期間を短縮することが可能となった。

[7] 株主割当増資とは、既存の株主の持株比率に応じて株式を発行する増資方法である。

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

第 62 条 1 項 (b) （従業員ストック・オプション）	第 62 条 1 項 (b) は、従業員ストック・オプション制度に基づく従業員に対する株式募集について、株主総会の特別決議を必要としている。	本通達により、第 62 条 1 項 (b) の「特別決議（special resolution）」が、非公開会社への適用に関しては「普通決議（ordinary resolution）」に置換された。すなわち、非公開会社においては、従業員ストック・オプション制度に基づく募集については、株主総会の普通決議による承認で足りることとなった。
第 67 条 （自己株式取得の制限）	第 67 条は、株式有限責任会社等につき、2013 年インド会社法に基づく株式資本の減少（減資）の結果とされる場合でない限り、自己株式の取得を禁じている（第 1 項）。 さらに、公開会社については、いかなる者による自己株式取得・引き受けもしくはその親会社の株式取得・引き受け目的のために、ローン、保証、担保提供の方法等による資金援助を与えることを禁じている（第 2 項）。	本通達により、以下の場合において、第 67 条は非公開会社に適用されなくなった。 (a) 当該非公開会社の株式資本に、他の法人体が一切投資していない場合 (b) 銀行、金融機関またはその他の法人体からの当該非公開会社の借入額が、その払込済株式資本額の 2 倍もしくは 5 億ルピーのいずれか低い額未満である場合 (c) 本条に基づく取引時において存在する当該借入額の返済が、不履行となっていない場合 これにより、非公開会社は、上記の条件を充たす限り、減資の場合でなくとも自己株式を取得することが可能となった。
第 73 条 2 項 (a) ないし (e) （株主からの預託金）	第 73 条 2 項 (a) ないし (e) は、会社が株主から預託金（Deposit）を受領する条件を規定している。	本通達により、第 73 条 2 項 (a) ないし (e) は、非公開会社が株主から受領する預託金が、その払込済株式資本および任意準備金の合計額の 100%を超えない限り、当該非公開会社には適用されなくなった。ただし、当該非公開会社は、別途規則において規定される方法で、受領金額の詳細を会社登記局に提出しなければならない。
第 101 条ないし 107 条、および第 109 条 （株主総会招集通知、定足数、議長、代理、議決権の制限、及び挙手・投票による議決権行使等）	第 101 条ないし 107 条、および 109 条は、以下について規定している。 ▪ 招集期間を 21 日以上とする招集通知（第 101 条） ▪ 招集通知に添付されなければならない特別決議事項に関する説明書類（第 102 条） ▪ 定足数（第 103 条） ▪ 議長（第 104 条） ▪ 代理人（第 105 条） ▪ 行使が認められない議決権（第 106 条） ▪ 挙手による議決権行使（第 107 条） ▪ 投票による議決の要求（第 109 条）	本通達により、第 101 条ないし 107 条、および第 109 条に規定される事項について、非公開会社はその付属定款に従うことが可能となった。従って、非公開会社は、これらの事項について、法の規定とは異なる規定を付属定款に規定することが可能となった。
第 117 条 3 項 (g) （取締役会決議の提出）	第 117 条 3 項 (g) に従い、第 179 条 3 項に基づくすべての取締役会決議については、Form MGT-14 により、会社登記局に提出しなければならない。	本通達により、非公開会社は第 117 条 3 項 (g) の適用が免除されることとなった。 従って、非公開会社は、第 179 条 3 項に基づく取締役会決議について、会社登記局に提出する必要はなくなった。
第 160 条 （ローテーションによって退任した取締役以外の者の取締役就任権）	第 160 条は、第 152 条（ローテーションによる取締役の退任）によって退任した取締役でない者は、取締役に選任される権利を有する旨を規定している。ただしその手続きとして、当人または他の株主が、10 万ルピーの供託金と共に当人の取締役への立候補を表明する書面による通知を、会社の登記事務所に送付しなければならない旨規定している。	本通達により、非公開会社は第 160 条の適用が免除されることとなった。それゆえ、非公開会社は、本条に規定されている手続きに従う必要はなくなった。

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

第 162 条 （個々に議決されなければならない取締役の任命）	第 162 条は、株主総会において最初に全会一致で承認されない限り、一つの決議によって複数の取締役を任命する動議を禁じている。	本通達により、非公開会社は第 162 条の適用が免除されることとなった。それゆえ、非公開会社は、一つの決議で複数の取締役を任命することができることとなった。
第 180 条 （取締役会の権限に関する制限）	第 180 条は、株主総会の特別決議による同意があった場合にのみ取締役会が行使し得る一定の権限を列挙している。	本通達により、非公開会社は第 180 条の適用が免除されることとなった。
第 184 条 2 項 （取締役の利害関係の開示）	第 184 条 2 項は、規定される一定の者との契約に直接的または間接的に利害関係を有する取締役に対し、当該契約が審理される取締役会においてその利害関係の開示を求めるとともに、当該取締役の取締役会への出席を禁止する旨を規定している。	本通達によって、非公開会社においては利害関係を有する取締役の取締役会への出席は認められることとなった。ただし、本条に基づく利害関係の開示義務は引き続き継続する。
第 185 条 （取締役に対するローン）	第 185 条は、会社がその取締役、または取締役と利害関係を有する者に対して、ローンを提供すること、もしくはそれらの者に対するローンに関して保証、または担保提供を行うことを禁じている。	本通達により、以下の場合において、第 185 条の規定は非公開会社に適用されなくなった。 (a) 当該非公開会社の株式資本に、他の法人体が一切投資していない場合 (b) 銀行、金融機関またはその他の法人体からの当該非公開会社の借入額が、その払込済株式資本額の 2 倍もしくは 5 億ルピーのいずれか低い額未満である場合 (c) 本条に基づく取引時において存在する当該借入額の返済が不履行となっていない場合 これにより、非公開会社は、上記の条件を充たす限り、その取締役またはその取締役と利害関係を有する者に対してローンを提供することができることとなった。
第 188 条 1 項但し書き 2 （関連当事者間取引）	第 188 条 1 項は、会社に対して、一定の制限を超える関連当事者間取引についての契約締結につき、株主総会の普通決議による承認を得ることを要求している（改正後の規定）。 同条項の但し書き 2 は、関連当事者である株主については、上記承認決議における議決権行使を禁じている。	本通達により、第 188 条 1 項但し書き 2 は、非公開会社に適用されなくなった。 これにより、非公開会社の株主は、仮に当該株主が関連当事者であったとしても、関連当事者間取引の承認決議につきその議決権を行使できることとなった。
第 196 条 4 項、5 項 （代表取締役及び常勤取締役の任命）	第 196 条 4 項および 5 項は、代表取締役（Managing Director）および常勤取締役（Whole time Director）は、2013 年インド会社法別表（Schedule）V の条件に従わなければならない旨を規定している。 また、代表取締役および常勤取締役の任命および報酬は、次回の株主総会における承認を条件に、取締役会によって承認されなければならない旨を規定している。	本通達により、第 196 条 4 項および 5 項は、非公開会社に適用されなくなった。 この適用除外の重要な意味の一つは、別表 V 第 1 部の規定が非公開会社には適用されなくなったことである。すなわち、別表 V 第 1 部においては、特に代表取締役、常勤取締役、マネージャーに一定の居住要件を求め、居住要件を充たさない場合にはインド中央政府の承認を求めていたが、本通達による適用除外により、非公開会社の上記役職にある者についてこのような要件は求められなくなった。 さらに、非公開会社において、代表取締役、常勤取締役、マネージャーの任命に関し、株主総会の承認を求める必要はなくなった。

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

3. 近時の動向

2013年インド会社法改正、および2013年インド会社法（the Companies Act, 2013）の一定の規定につき非公開会社にその適用を除外する旨の通達の発表後、インド企業省（The Ministry of Corporate Affairs）は、以下のCircularを発表した。

※ 2013年インド会社法の規定に基づく会計書類の回覧と提出に関する説明

（2015年7月21日付General Circular No. 11/2015）

同General Circularは、会計書類の提出について規定している。2013年インド会社法第101条1項に基づいて、株主総会につき21日より短い期間を招集期間とする招集通知によって招集されることが認められる場合、株主総会で提示されなければならない会計書類の回覧も、短縮された通知で認められると述べている。さらに、ICAIとも協議し、外国の子会社で、その設立国において一般的な法的要件に従って会計監査される必要がなく、かつ会計監査を行わない場合、インドの親会社は、第136条1項および第137条の要件を遵守するため、そのような監査されていない外国子会社の会計書類を提出することができる。しかしながら、これらの会計書類の原本が英語で記載されていない場合、英語に訳されなければならない。さらに、外国子会社の会計書類の雛型は、できる限り、2013年インド会社法に基づく要件に従わなければならない。それが不可能な場合は、その理由を示した書面を会計書類に代替させることができる。

以　上

Copyright©2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載